

# 安平町強靱化計画【概要版】

令和2年12月 安平町

## □ 計画の背景

- 平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施し、国土強靱化を推進することとなる。
- 国では、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を閣議決定、平成30年12月には計画の見直しを行うなど、国土強靱化に関する取組みを推進。
- 北海道では、基本法に基づく国土強靱化地域計画として平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、令和2年3月に改定を行うなど、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みを順次整備。

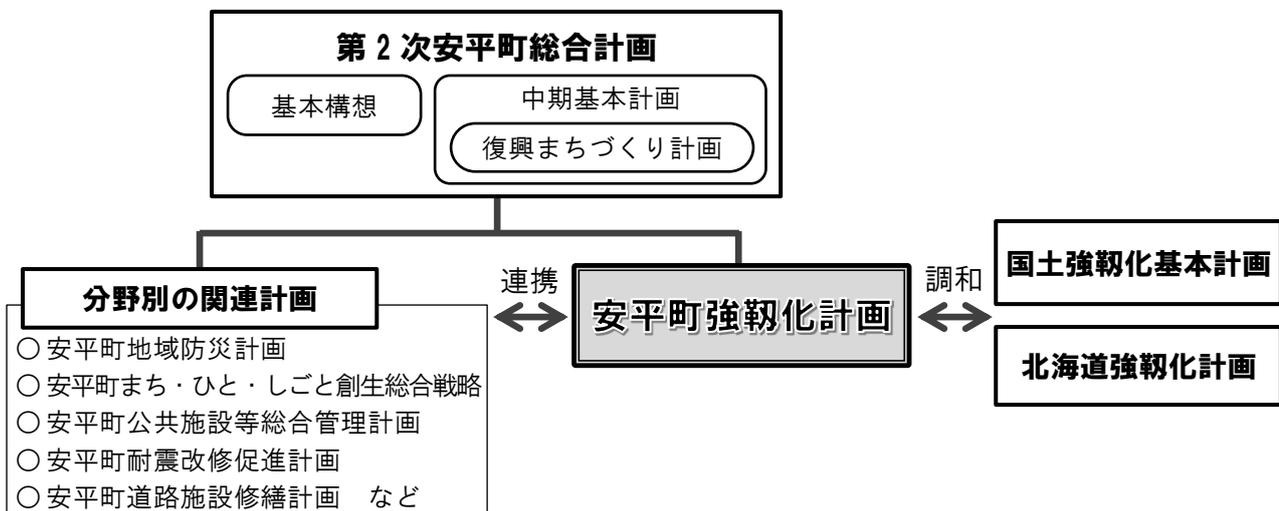
国土強靱化とは … 大規模な自然災害などが発生しても、致命的な被害を負わない“強さ”と、迅速に回復する“しなやかさ”を備えた国土や経済社会を構築すること

## □ 計画策定の趣旨

- 安平町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要。
- そのため、基本法の趣旨等を踏まえ、安平町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「安平町強靱化計画」を策定する。

## □ 計画の位置づけ

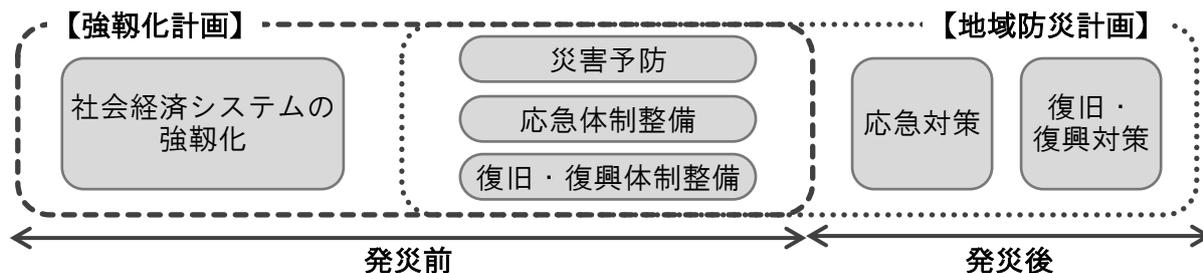
- 基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定。本町における国土強靱化に関係する様々な分野の計画等の基本的な指針として位置づけ。
- 「安平町総合計画」や「安平町地域防災計画」をはじめとする他の関連計画や施策と連携しながら、長期的な視点に立って重点的・分野横断的に推進。



## □ 地域防災計画・復興まちづくり計画との関係

- 災害の発生時及び発災後の応急対策や復旧・復興対策等について定めた「安平町地域防災計画」と相互に連携するとともに、それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、強靱化を目指す。
- 北海道胆振東部地震での経験を十分に反映させることはもとより、「安平町復興まちづくり計画」に位置づけた施策等とも十分に整合を図り、復旧・復興とともに強靱化に向けた取組みを推進。

	強靱化計画	地域防災計画
検討アプローチ	想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象	発災前	発災前・発災時・発災後



## □ 計画の推進期間

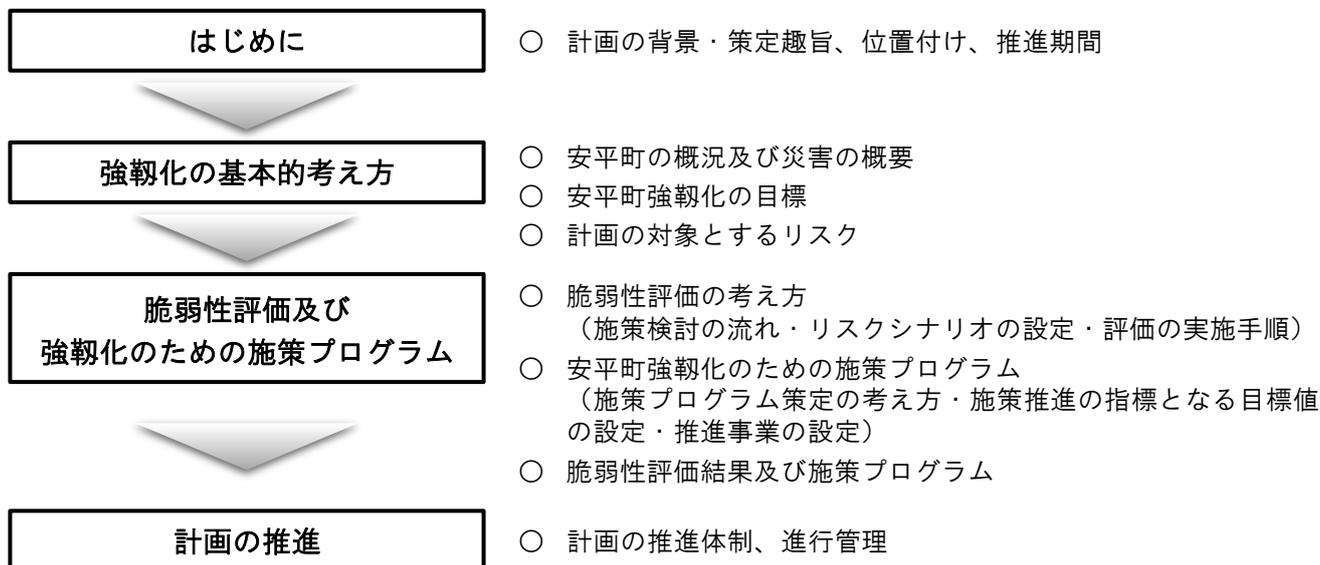
- 「第2次安平町総合計画」の計画年度を踏まえ、概ね7年間（令和2年度～令和8年度）とする。
- 社会情勢の変化や国及び北海道の計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施。

## □ 検討の手順・計画の構成

### 【検討の手順】

- Step1 地域強靱化を明確にする上での目標の明確化
- Step2 対象とするリスクシナリオ（最悪の事態）の設定
- Step3 脆弱性の分析・評価
- Step4 リスクへの対応方策の検討

### 【計画の構成】



## □ 安平町強靱化の目標

- 強靱化は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持するとともに、産業やまちづくりなど幅広い分野において、平時の段階から機能強化を図ろうとする取り組み。
- 安全・安心を創出する強靱化の取り組みを人口減少対策や地域活性化などの持続的な成長につなげ、第2次安平町総合計画で掲げたまちづくりの将来像の実現に寄与する取り組みの推進が必要。
- 以上の考え方を踏まえて3つの目標を掲げ、関連施策の推進に努める。

### 国土強靱化基本計画 基本目標

- 人命の保護が最大限図られること
- 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

### 北海道強靱化計画 目標

- 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- 北海道の持続的な成長を促進する

### 安平町強靱化の目標

- 大規模自然災害から町民の生命・財産と安平町の社会経済システムを守ります
- 迅速な復旧・復興に向けた体制の構築を図ります
- まちづくりの将来像「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」の実現に向けて、安平町の持続的な成長を促進します

## □ 計画の対象とするリスク

- 対象とするリスクは、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」と同様に大規模自然災害とする。
- 大規模自然災害の範囲は、本町に甚大な被害をもたらすと想定される以下の自然災害全般とする。

### 地震

#### 【太平洋沖における海溝型地震】

- 十勝沖から択捉島沖  
30年以内にM8.8程度以上の地震発生確率：7～40%
- 根室沖  
30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率：80%程度

#### 【内陸型地震】

- 道内の主要活断層：13箇所

### 火山噴火（降灰）

- 常時観測火山：9火山（全国50火山）  
（胆振総合振興局管内）  
樽前山、倶多楽、有珠山  
（その他道内）  
アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、  
十勝岳、北海道駒ヶ岳、恵山

### 豪雨・暴風雨・竜巻（洪水・土砂災害）

- 過去30年の北海道への台風接近数は全国と比べて少ないが、台風による浸水被害等が道内各所で発生
- 近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 将来の降雨の変化等に関する評価は、全国平均に比べ降雨量の増加率が高いとの予測
- 1991年から2017年の間に、47の竜巻等突風が発生

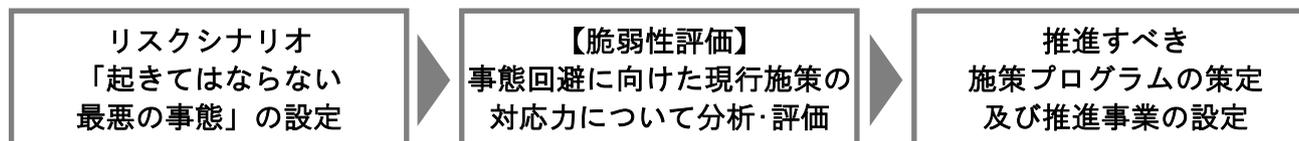
### 豪雪・暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、豪雪や雪崩、吹雪による交通障害や家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

## □ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

- 基本法にも明記されているとおり、大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価する「脆弱性評価」は、強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国や北海道の計画においても脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策を検討。
- 本町においても、国が実施した評価手法等を参考に「起きてはならない最悪の事態」としてリスクシナリオを設定した後、脆弱性の評価を実施し、それらの評価を踏まえて施策等を検討。

### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



## □ リスクシナリオの設定

- 「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」をもとに本町の地域特性等を踏まえ、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定。

カテゴリー	リスクシナリオ
(1) 人命の保護	(1-1) 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	(1-2) 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	(1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	(1-4) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	(1-5) 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	(1-6) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
(2) 救助・救急活動等の迅速な実施	(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	(2-2) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	(2-3) 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
(3) 行政機能の確保	(3-1) 町内外における行政機能の大幅な低下
(4) ライフラインの確保	(4-1) 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	(4-2) 食料の安定供給の停滞
	(4-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	(4-4) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
(5) 経済活動の機能維持	(5-1) 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
(6) 二次災害の抑制	(6-1) ため池の機能不全等による二次災害の発生
	(6-2) 農地・森林等の被害による国土の荒廃
(7) 迅速な復旧・復興等	(7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	(7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

## □ 脆弱性評価結果及び施策プログラムの概要

- 各リスクシナリオについて実施した脆弱性評価結果及び「起きてはならない最悪の事態」を回避するため施策プログラムの概要は下記のとおり。

### (1) 人命の保護

#### (1-1) 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### (1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化

- 引き続き「安平町耐震改修促進計画」で定める目標達成に向けて、耐震化の促進を図ることが必要
- 多数の利用者が集まる公共施設等について、一層の耐震化の促進を図ることが必要
- 住宅の耐震診断や耐震設計、耐震改修工事に対する助成など、関係機関の連携により耐震化を促進
- 指定避難所の早来公民館（早来町民センター）について、改築整備に向けた整備方針を検討

##### (1-1-2) 建築物等の老朽化対策

- 公共施設の老朽化対策について、計画的な維持管理や施設の更新等を適切に行うことが必要
- 公営住宅の老朽化対策について、長寿命化に向けた計画的な維持管理や改善、更新を進めることが必要
- 今後も増加が予想される空き家について、所有者による空き家等の適正な管理や利活用等を促進することが必要
- 「安平町公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえ、適切な維持管理と併せて、中長期的な視野で整備や更新、統廃合のほか、長寿命化等に取り組む
- 「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点に立った適正戸数の確保とこれまで整備されてきた公営住宅等の改善や長寿命化を計画的に推進
- 「安平町空家等対策計画」に基づき、空き家等の発生抑制や適正管理に向けた啓発とともに、必要な支援策を講ずるなど空き家等の利活用の取組みを推進

##### (1-1-3) 避難場所等の指定・整備

- 災害の種類等に応じた適切な避難体制を確保するため、状況の変化に対応した避難場所等の見直しが必要
- 避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、訓練の実施などにより運営体制を構築することが必要
- 要介護高齢者やしょうがい者などの安全確保を図るため、福祉避難所の受入体制構築に向けた取組みが必要
- 避難場所となる公共施設や公園等について、施設の整備や更新、適切な維持管理が必要
- 指定緊急避難場所及び指定避難所について、整備状況や収容人数などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを実施
- 「避難所運営マニュアル」等について、訓練の実施等を通じて適宜見直しを行うなど、運営体制の構築に向けた取組みを推進
- 現在4箇所指定の福祉避難所について、追加指定を検討するとともに、運営方法等について、福祉関係団体等と協議を進める
- 避難場所等や非常用物資などについて、計画的な改修や長寿命化により機能確保を図るとともに、非常用物資を備蓄する防災倉庫の整備を推進

##### (1-1-4) 緊急輸送道路等の整備

- 緊急輸送道路や避難路について、国や北海道などと連携を図り、整備を推進することが必要
- 国や北海道などと連携を図りながら、緊急輸送道路や避難路の計画的な整備を推進

##### (1-1-5) 防災知識・火災予防に関する啓発活動等

- 避難場所や避難行動などの防災知識について、町民への周知を図ることが必要
- 火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組みの推進が必要
- 総合防災マップや防災訓練などを活用し、避難所の位置や避難行動などについて改めて町民へ周知を行い、防災意識の醸成と知識の向上を図る
- 防火に関する研修及び消防訓練、火災予防運動等を通じた啓発活動など火災予防の取組みを促進

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町耐震改修促進計画</li> <li>・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> <li>・ 安平町空家等対策計画</li> <li>・ 安平町公園施設長寿命化計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町公共施設等総合管理計画</li> <li>・ 安平町公営住宅等長寿命化計画</li> <li>・ 安平町地域防災計画</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>
------	---	---

	指標項目	現状値	目標値
指標	住宅の耐震化率（民間戸建住宅）	74.6%（H29年度）	95%（R7年度）
	住宅の耐震化率（民間集合住宅）	95.2%（H29年度）	95%（R7年度）
	多数利用建築物の耐震化率（民間）	81.8%（H29年度）	100%（R7年度）
	多数利用建築物の耐震化率（公共）	91.7%（H29年度）	95%（R7年度）
	既存施設の集約による改築整備	早来公民館等計3箇所	社会教育施設として1箇所に集約
	公共施設の延床面積	13.7万㎡（R元年度）	対R元年度比2%減（R7年度）
	公営住宅等のストック量	677戸（R元年度）	525～604戸（R9年度）
	空き家（中古物件等）の活用件数	2件（R元年度）	累計25件（R3～R7年度）
	福祉避難所の指定箇所数	4箇所（R2年度）	必要に応じて追加指定（R8年度）
	総合防災マップの作成	WEB版作成済み（R2年度）	印刷版を町民へ配布・必要に応じて更新（R8年度）

## (1-2) 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

### (1-2-1) 警戒避難体制の整備

- 樽前山について、近隣市町を含めた樽前山火山防災協議会等との連携により避難体制を確保することが必要
- 土砂災害警戒区域について、指定区域住民等への周知徹底とともに土砂災害対策を行うことが必要

- 避難所及び避難路を指定して住民等への周知に努めるとともに、近隣市町等との連携により避難体制の確保に努める
- 危険箇所の土砂災害対策を推進するとともに、総合防災マップ等により避難所の位置などについて改めて町民への周知を図る

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域防災計画</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>		
指標	指標項目	現状値	目標値
	土砂災害警戒区域指定率	100% (R2年度)	現状維持 (R8年度)
	総合防災マップの作成 (土砂災害ハザードマップ)	WEB版作成済み (R2年度)	印刷版を町民へ配布・必要に応じて更新 (R8年度)

## (1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

### (1-3-1) 洪水・内水ハザードマップの作成

- 洪水ハザードマップの周知等により、平時からの防災意識の向上と円滑な避難体制の構築を図ることが必要
- 内水による浸水リスクを検証した上で、必要に応じて内水ハザードマップの作成などについて検討することが必要

- 避難所の位置などについて改めて町民への周知を図るとともに、総合防災マップに基づいた防災訓練等を実施し、円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る
- 浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえ、対応方法について検討

### (1-3-2) 河川改修等の治水対策

- 洪水を安全に流下させるための治水対策として、効果的・効率的な整備と適切な河川管理の推進が必要

- 二級河川について、治水対策や土砂災害防止対策を促すとともに、町管理河川について治水対策及び河川改修に努める

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域防災計画</li> </ul>		
指標	指標項目	現状値	目標値
	総合防災マップの作成 (洪水ハザードマップ)	WEB版作成済み (R2年度)	印刷版を町民へ配布・必要に応じて更新 (R8年度)

## (1-4) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (1-4-1) 暴風雪時における道路管理体制の強化

- 各道路管理者 (国、北海道、安平町) が連携し、適切な道路管理体制を強化することが必要

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、情報伝達体制の強化を図る

### (1-4-2) 除排雪体制の確保

- さらなる安定的な除雪体制を確保するため、総合的な対策に取り組むことが必要

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切かつ迅速な除雪を推進するとともに、除雪運行システムの導入等によりきめ細かな除雪体制を確保

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域防災計画</li> </ul>		
指標	指標項目	現状値	目標値
	除排雪機械保有台数 (安平町所有)	6台 (R2年度)	現状維持 (R8年度)

## (1-5) 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### (1-5-1) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 北海道における冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、避難所等における防寒対策に取り組むことが必要
- 民間企業・団体等との協定も活用し、非常用電源等のバックアップ設備の整備や確保に努めることが必要

- 停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、毛布、簡易トイレ、段ボールベッドなど、「安平町災害時備蓄計画」に基づいて備蓄体制を強化
- 防災拠点における非常用電源設備等の導入による機能強化を図るとともに、非常用電源や燃料の確保に向けて、民間企業等との応援協定の締結に向けた取組みを推進

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域防災計画</li> <li>・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> <li>・ 安平町災害時備蓄計画</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>		
指標	指標項目	現状値	目標値
	災害時備蓄計画に基づく備蓄状況	(R2年度)	(R8年度)
	ポータブルストーブ	避難所15箇所に設置	避難所全35箇所に設置
	毛布	1,030枚	1,640枚
	災害時における協定の締結数	25件 (R2年度)	必要に応じて締結 (R8年度)

## (1-6) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### (1-6-1) 関係機関の情報共有化

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持・強化することが必要
- 災害情報について、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信訓練等により習熟等を図ることが必要
- 被災により有線電話等が通信不能となった場合に備え、防災行政無線等による通信体制の確保が必要

- 平時から情報共有を図ることにより、関係機関相互の迅速かつ確かな情報収集や伝達体制の維持・強化に努める
- 北海道防災情報システム等の各種情報システムを効果的に運用し、迅速で確実な情報伝達を行うため、災害情報通信計画を踏まえた災害通信訓練などの実施を推進
- 防災行政無線等の通信システムの適切な維持管理を行うなど、通信手段の多重化を確保

### (1-6-2) 住民等への情報伝達体制の強化

- 地域コミュニティを担う自治会・町内会等や自主防災組織などの地域住民が相互に連携した体制の構築が必要
- 災害情報等をいち早く住民へ伝えるため、多様な手段による情報伝達体制の充実・強化を図ることが必要
- 住民の迅速かつ確かな行動を実践するために、防災総合訓練に合わせて情報伝達訓練を実施することが必要

- 地域の人々が災害時に安否確認や手助けができるよう、見守り体制の整備や声かけ運動の推進など地域の見守りネットワークを強化し、地域コミュニティの充実を図る
- 災害時や緊急時に対応した多様な手段による情報伝達手段の確保に努めるとともに、エリア放送未受信地域の解消や民間事業者による光通信網の整備など、防災体制の強化を図る
- 防災関係機関から情報を正確かつ迅速に入手して地域住民に伝達する情報伝達訓練を防災総合訓練等に合わせて実施し、情報伝達体制の構築を図る

### (1-6-3) 観光客、高齢者等の要配慮者対策

- 外国人を含む住民や観光客の安全確保や情報の提供に向けて、災害時にも配慮した受入体制の整備が必要
- 災害発生時の避難等に支援を要する方々の情報の把握や、地域と連携した支援体制の構築が必要

- 避難場所や道路標識等の多言語化などの環境づくりに努めるとともに、必要に応じて防災・観光拠点施設等へのWi-Fi環境の整備を進める
- 要援護者の安否確認や避難支援を円滑に行う体制の整備に努めるとともに、高齢者施設等での防災訓練への助言を行うなど施設と地域、行政が連携を図れるよう支援を行う

### (1-6-4) 帰宅困難者対策の推進

- 冬季を含めた帰宅困難者の避難対策として、一時待避所等の確保や周知・啓発などの取組みが必要

- 多様な情報伝達手段により気象情報や交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化

### (1-6-5) 地域防災活動、防災教育の推進

- 地域防災力の向上に向けて自主防災組織の設立を促進するとともに、組織の充実・強化を図ることが必要
- 防災意識の醸成に向けて、住民や企業、団体、関係機関などと連携した防災総合訓練などの取組みが必要
- 学校教育において、学校関係者や児童・生徒の防災意識の向上に向けた取組みを行うことが必要

- 地域コミュニティを主体とした自主防災組織の設立を町内全域において促進するとともに、組織の充実・強化を図る
- 防災知識の普及や、町内全域での防災総合訓練をはじめ、自主防災組織等が主体となった地域単位での防災訓練の実施などを通じ、防災意識の醸成に向けた取組みを推進
- 学校行事や学級活動における避難訓練などのほか、自主防災組織や関係機関と連携した防災キャンプなどにより防災教育の取組みを推進

関連計画

- ・ 安平町地域防災計画
- ・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画
- ・ 安平町復興まちづくり計画

	指標項目	現状値	目標値
指標	地域見守りネットワークの構成団体数	65 団体 (R 元年度)	70 団体 (R7 年度)
	あびらチャンネルの視聴割合	46.5% (H28 年度)	60% (R7 年度)
	光通信網整備率	74.84% (H30 年度)	100% (R7 年度)
	自治会・町内会等加入率	81.2% (R 元年度)	80%以上 (R7 年度)
	自主防災組織の設立数	22 団体 (R 元年度)	25 団体 (R7 年度)
	防災総合訓練の実施回数	年 1 回 (R2 年度)	同数以上実施 (R8 年度)
	防災キャンプの実施回数	1 回 (R2 年度)	同数以上実施 (R8 年度)

## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### (2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### (2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備

- 災害時に協定に基づく活動が迅速かつ円滑に行えるよう、連絡体制等の充実・強化に努めることが必要
- ボランティア等の受入体制の整備を促進するとともに、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要

- 応援協定について、平時からの協力関係の構築によりその実効性を確保するとともに、必要に応じて、協定内容の見直しや新たな協定締結に向けた取組みを推進
- 「安平町ボランティアセンター運営マニュアル」により発災時のボランティア等の支援受入体制を構築するとともに、防災ボランティアの育成・指導など連携体制の強化に努める

<b>(2-1-2) 非常用物資の備蓄推進</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安平町災害時備蓄計画」等に基づき、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組みの推進が必要</li> <li>○ 家庭や企業等において、自発的な備蓄等を促進するため、啓発活動に取り組むことが必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組みを推進するとともに、非常用物資を備蓄する防災倉庫の整備を推進</li> <li>○ 家庭内備蓄や地域・企業内備蓄の促進に向けて、防災週間や防災関連行事等を通じて意識啓発に取り組む</li> </ul>	
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域防災計画</li> <li>・ 安平町災害時備蓄計画</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画</li> <li>・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> </ul>	
指標	指標項目	現状値	目標値
	【再掲】災害時における協定の締結数	25件 (R2年度)	必要に応じて締結 (R8年度)
	ボランティアセンター登録者数	448人 (H30年度)	468人 (R4年度)
	災害時備蓄計画に基づく備蓄状況	(R2年度)	(R8年度)
	アルファ米・非常食セット等	1,968食	3,050食
	飲料水	2,613リットル	3,375リットル

<b>(2-2) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞</b>			
<b>(2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防、警察、自衛隊などの情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めることが必要</li> <li>○ 消防職員等の災害対応力向上のため、研修等を実施し、総合的な人材育成を進めることが必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安平町地域防災計画」に基づき、町や防災会議による防災総合訓練等を実施し、関係機関相互の連携体制の強化を図る</li> <li>○ 関係機関と連携した防災訓練のほか、災害対策に係る講習の実施など必要な教育訓練による人材育成を推進</li> </ul>	
<b>(2-2-2) 自衛隊体制の維持・拡充</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道内各地に配備されている部隊等の維持・拡充に向け、北海道や他市町村等と連携した取組みの推進が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、北海道や道内の他市町村等と連携し、道内各地に配備されている自衛隊の体制の維持・拡充に向けた取組みを推進</li> </ul>	
<b>(2-2-3) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防の災害対応能力を強化するため、災害用資機材、車両等の整備や更新を計画的に行うことが必要</li> <li>○ 救急活動に必要なAED（自動体外式除細動器）を、公共施設等に設置するとともに、設置場所や使い方の周知などを進めることが必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対応能力の強化に向けて、消防による災害用資機材や車両等の整備や更新を計画的に推進</li> <li>○ AEDの適切な更新を進めるとともに、機器の使用方法など救急・救命に関する知識と技術を習得できる機会の提供などにより、救急活動等に関する普及啓発に努める</li> </ul>	
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域防災計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>	
指標	指標項目	現状値	目標値
	【再掲】防災総合訓練の実施回数	年1回 (R2年度)	同数以上実施 (R8年度)
	AED設置方針に基づくAED設置率	100% (R2年度)	現状維持 (R8年度)

<b>(2-3) 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺</b>			
<b>(2-3-1) 被災時の医療支援体制の強化</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療関係団体との連携体制を緊密にし、迅速に医療を提供できる体制の構築などを図ることが必要</li> <li>○ 緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関における非常用電源等の確保が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内の医療機関とともに、北海道や苫小牧市医師会等との連携により医療支援体制の強化を図る</li> <li>○ 非常用電源等の確保に向けて民間企業等との応援協定の締結に向けた取組みを推進</li> </ul>	
<b>(2-3-2) 災害時における福祉的支援</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者名簿の作成や更新など、関係機関等との情報共有により、支援体制の整備推進が必要</li> <li>○ 福祉避難所等での人材確保を図るため、福祉関係団体等への協力要請等による人的支援の充実が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要援護者の安否確認や避難支援を円滑に行うことができる体制整備に努めるとともに、災害時等要援護者台帳の更新や、要援護者支援マニュアルの改訂に取り組む</li> <li>○ 福祉避難所の追加指定を検討するとともに、人的支援も含めた運営方法等について、福祉関係団体等との協議を進める</li> </ul>	
<b>(2-3-3) 防疫対策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症の発生や拡大を防ぐための体制を整備するなど、災害時の防疫対策を推進することが必要</li> <li>○ 感染症の発生、まん延等を防止するため、予防接種を適切に受けることができる体制の継続が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、簡易トイレや間仕切り、消毒液等の資機材等の備蓄を推進</li> <li>○ 平時からの感染症対策として、各種予防接種の接種率向上に努めるとともに、感染症対策に関する普及啓発に取り組む</li> </ul>	
<b>(2-3-4) 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者の健康面に配慮した食事の提供や生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めることが必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食物アレルギーへの対応などに配慮した食事の提供、トイレ環境の向上など、避難所における良好な生活環境整備を促進</li> <li>○ 車中など避難所以外へ避難した方々への対応方法を検討</li> </ul>	

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域防災計画</li> <li>・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画</li> <li>・ 安平町災害時備蓄計画</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> <li>・ 安平町健康増進計画第2次 健康あびら 21</li> <li>・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> </ul>	
指標	指標項目	現状値	目標値
	【再掲】福祉避難所の指定箇所数	4箇所 (R2年度)	必要に応じて追加指定 (R8年度)

### (3) 行政機能の確保

#### (3-1) 町内外における行政機能の大幅な低下

##### (3-1-1) 災害対策本部機能等の強化

- 「地域防災計画」や「業務継続計画」の見直しなどにより、継続的に災害対策本部の機能強化を図ることが必要
- 地域の防災力や水防力の維持・強化に向けて、地域住民の消防団活動の理解と参加促進が必要
- 役場庁舎及び消防庁舎について、防災拠点としての業務を継続するため機能強化を図ることが必要

- 継続的な防災訓練を通じ、職員配備体制や活動内容などの検証や、「地域防災計画」等の見直しを行う。また、災害対策本部の運営に必要な資機材等の整備等を計画的に推進
- 消防団に必要な資機材の整備・更新を図るとともに、団員の資質向上や確保を図り、消防力の一層の強化と充実を図る
- 消防庁舎の非常用電源の設置とともに、災害時の資機材等を保管する倉庫を建設するなど、計画的な機能強化を図る

##### (3-1-2) 行政の業務継続体制の整備

- 災害時においても行政サービスの低下を招かないよう、行政業務の継続体制の強化が必要
- 継続して業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能維持の取組みの推進が必要

- 「業務継続計画」に基づいた行動手順の点検や訓練の実施、検証により、必要に応じて見直しを行い、対応力強化を図る
- 情報システム機能の維持・継続を図るため、重要な行政データのバックアップを行うなど、業務の継続性の維持に努める

##### (3-1-3) 広域応援・受援体制の整備

- 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画を策定するなど広域応援・受援体制の構築を図ることが必要
- 応援職員の受入に向けた受援体制の構築とともに、職員派遣に向けて事前に応援体制の検討が必要

- 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画を策定するなど広域応援・受援体制の構築を図る
- 他の自治体からの応援職員の円滑な受け入れ、他の自治体への迅速な職員派遣に向けて、必要な資機材等の準備を計画的に実施するなど、受援・応援体制の整備を図る

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域防災計画</li> <li>・ 安平町耐震改修促進計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町災害時業務継続計画大綱</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>	
指標	指標項目	現状値	目標値
	【再掲】防災総合訓練の実施回数	年1回 (R2年度)	同数以上実施 (R8年度)

### (4) ライフラインの確保

#### (4-1) 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

##### (4-1-1) 再生可能エネルギーの導入拡大

- 再生可能エネルギーについて、引き続き、民間事業者による導入促進や利活用に向けた関連施策を推進することが必要

- 再生可能エネルギーについて、企業活動だけに留めず、町内各種産業への利活用に向けた研究や、町民等に対する情報提供や普及促進を図る

##### (4-1-2) 電力基盤等の整備

- 役場庁舎や避難所など、防災拠点における停電時の電源確保に向けた対策を進めることが必要

- 防災拠点における非常用電源設備等の導入による機能強化とともに、民間企業等との応援協定締結の取組みを推進
- 公共施設のLED化などによる節電や省エネルギー対策を推進

##### (4-1-3) 多様なエネルギー資源の活用

- 災害時においても安定的にエネルギーを確保できるよう、エネルギー構成の多様化を推進することが必要

- 水素エネルギーなど次世代エネルギーの活用調査・研究を推進するとともに、現状に合わせて「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」の見直しを行う

##### (4-1-4) 石油燃料等供給の確保

- 災害時の石油燃料供給の安定確保に向けて、協定等が災害時に機能するよう、平時からの連携強化が必要

- 協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要車両や施設、避難所等への石油燃料の供給が安定的に確保されるよう、平時からの情報共有や連携強化を図る

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン</li> </ul>	
指標	指標項目	現状値	目標値
	再生可能エネルギーの活用事業数	3件 (R元年度)	累計3件 (R3~R7累計)
	公共施設の消費電力量 (電力需要期)	313万Kwh (H30年度)	対H30年度比2%削減 (R4年度)
	【再掲】災害時における協定の締結数	25件 (R2年度)	必要に応じて締結 (R8年度)

<b>(4-2) 食料の安定供給の停滞</b>			
<b>(4-2-1) 食料生産基盤の整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震化等の防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤整備の着実な推進が必要</li> <li>○ 安定的な食料供給に資するため、経営安定対策や担い手の育成・確保などの取組みの推進が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業生産の維持等に向けて、農地や農業水利施設等の農業基盤の整備強化を進め、総合的な防災・減災対策を推進</li> <li>○ 新規就農者対策をはじめ、Uターン後継者等への支援強化を検討するなど、多様な担い手の育成と確保に取り組む</li> </ul>	
<b>(4-2-2) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平時から一定の生産量を確保するため、高付加価値化など販路の開拓・拡大に向けた取組みの促進が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多種多様な地域資源を活かした商品開発など農商工連携による6次産業化や地域ブランド化などへの支援に取り組むとともに、町内外への販路拡大を推進</li> </ul>	
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次安平町農業・農村振興計画</li> <li>・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町農業振興地域整備計画書</li> </ul>	
指標	指標項目	現状値	目標値
	認定新規就農者数（組）	2組（R元年度）	累計5組（R3～R7累計）
	農商工連携による6次産業化関連企業・団体数	0件（R元年度）	累計2件（R3～R7累計）

<b>(4-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止</b>			
<b>(4-3-1) 水道施設等の防災対策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策などについて、計画的な整備や更新が必要</li> <li>○ 緊急時の給水拠点の確保のため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図ることが必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道施設の計画的・効率的な耐震化に取り組むとともに、追分地区と早来地区の配水管を接続する緊急連絡管新設事業を推進</li> <li>○ 応急給水・応急復旧の体制を整備するとともに、広域での受援体制の構築を図る</li> </ul>	
<b>(4-3-2) 下水道施設等の防災対策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安平町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の耐震化など計画的な整備や更新が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急対応や被災した機能を早期に復旧させるため、「安平町公共下水道業務継続計画」を更新し、体制の強化を図る。</li> <li>○ 「安平町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化が進む下水道施設・設備の整備改修を推進</li> </ul>	
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町公共施設等総合管理計画</li> <li>・ 安平町水道事業耐震化計画</li> <li>・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> <li>・ 安平町公共下水道業務継続計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町水道ビジョン</li> <li>・ 安平町地域防災計画</li> <li>・ 安平町下水道ストックマネジメント計画</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>	
指標	指標項目	現状値	目標値
	水道施設耐震化率	(H28年度)	(R5年度)
	浄水施設耐震化率	38.5%	50.3%
	配水施設耐震化率	3.8%	100%
	基幹管路耐震適合率	7.4%	24.7%
	下水道業務継続計画の策定	策定済み（R2年度）	必要に応じて更新（R8年度）

<b>(4-4) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止</b>			
<b>(4-4-1) 道路交通ネットワークの整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物資供給や救援救急活動などを迅速に行うため、高規格幹線道路等のネットワーク化を進めることが必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、避難路や未整備となっている町道等の整備を計画的に推進</li> </ul>	
<b>(4-4-2) 道路施設の防災対策等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安平町道路施設修繕計画」等に基づき、計画的な整備や更新を含めた適切な維持管理が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化が進む道路施設、町管理の橋梁について、計画的に修繕工事等を進め、施設の適切な維持管理に努める</li> </ul>	
<b>(4-4-3) 広域的な公共交通の維持</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的な人の移動と物流を支える鉄道の維持確保に向けた取組みを推進することが必要</li> <li>○ 平時から利用者ニーズの把握により利便性の向上を図り、持続可能な公共交通体系の構築が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内の鉄道2路線について、北海道や道内沿線自治体などと連携しながら、維持存続を最優先として適切に対応していく</li> <li>○ 「安平町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域公共交通体系の最適化により、利便性や効率性の向上を図る</li> </ul>	
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安平町公共施設等総合管理計画</li> <li>・ 安平町道路施設修繕計画</li> <li>・ 安平町地域公共交通網形成計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> <li>・ 安平町橋梁長寿命化修繕計画</li> <li>・ 安平町復興まちづくり計画</li> </ul>	

	指標項目	現状値	目標値
指標	町道舗装率	63.02% (R元年度)	63.02% (R7年度)
	橋梁長寿命化修繕率	9.1% (R元年度)	18.18% (R7年度)
	デマンドバス登録者数	734人 (H30年度)	908人 (R7年度)
	デマンドバス・循環バス年間利用者数	7,274人 (H30年度)	8,840人 (R7年度)
	町内JR駅における1日あたり乗降客数	614人 (R元年度)	522人 (R7年度)

## (5) 経済活動の機能維持

### (5-1) 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### (5-1-1) リスク分散を重視した企業立地等の推進

○ 地域特性や立地条件の優位性を活かし、企業ニーズに応じた支援の検討など企業立地に向けた取り組みが必要

○ 道内外の企業の本社機能や生産拠点の移転、立地に向けて、地理的優位性等をアピールしながら、ターゲットを絞った戦略的な企業誘致に取り組む

#### (5-1-2) 企業の業務継続体制の強化

○ 企業の事業継続計画 (BCP) の策定を促進するため、関係団体や企業等と連携した計画策定の支援が必要

○ 事業継続計画 (BCP) の策定支援や情報提供とともに、商工会と町が「事業継続力強化支援計画」を共同で作成し、経済活動の継続体制の強化を図る

#### (5-1-3) 被災企業等への金融支援

○ 国などが実施している金融支援の普及・啓発により、被災企業への支援策の確保に努めることが必要

○ 災害により影響を受けた中小企業者等が早期の再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な金融支援等の支援策の確保に努める

関連計画

・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

・ 安平町復興まちづくり計画

	指標項目	現状値	目標値
指標	新たな立地企業件数	0件 (R元年度)	累計1件 (R3~R7年度)

## (6) 二次災害の抑制

### (6-1) ため池の機能不全等による二次災害の発生

#### (6-1-1) ため池の防災対策

○ ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策の推進と、円滑な避難に向けた地域住民への情報提供が必要

○ 迅速かつ安全に避難行動ができるよう総合防災マップについて、地域住民へ周知徹底を図る  
○ 災害の防止や自然環境の保全などの多面的な機能を十分に発揮させるため、ため池の適切な維持管理を推進

関連計画

・ 第2次安平町農業・農村振興計画

・ 安平町地域防災計画

	指標項目	現状値	目標値
指標	総合防災マップの作成 (ため池ハザードマップ)	WEB版作成済み (R2年度)	印刷版を町民へ配布・必要に応じて更新 (R8年度)

### (6-2) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

#### (6-2-1) 森林の整備・保全

○ 山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の整備の計画的な推進が必要  
○ 森林の多面的機能の発揮に向けて、野生鳥獣による森林被害の防止対策を進めることが必要

○ 森林が持つ水源かん養などの多様な機能を発揮させるため、「安平町森林整備計画」に基づき、計画的な除間伐や植林による森林の整備や保全管理を推進  
○ 安平町鳥獣被害防止対策協議会や地域住民等と連携しながら、野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進

#### (6-2-2) 農地・農業水利施設等の保全管理

○ 農地が持つ国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要

○ 農地や農業水利施設等の農業基盤の整備強化による総合的な防災・減災対策とともに、多面的な機能を十分に発揮させるため適切な維持管理を推進

関連計画

・ 安平町森林整備計画書  
・ 第2次安平町農業・農村振興計画

・ 安平町地域防災計画

	指標項目	現状値	目標値
指標	造林面積	5.98ha (H30年度)	累計60ha (R元~R4累計)

## (7) 迅速な復旧・復興等

### (7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (7-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備

- 大量の災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、処理体制を整備することが必要
- 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、安平・厚真行政事務組合の構成町である厚真町と連携して災害廃棄物処理計画を検討し、災害廃棄物の処理体制を整備

関連計画	・ 一般廃棄物処理基本計画	・ 安平町地域防災計画	
指標	指標項目	現状値	目標値
	災害廃棄物処理計画の策定	未策定 (R2 年度)	策定 (R8 年度)

### (7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### (7-2-1) 災害対応に不可欠な企業・団体等、ボランティアとの連携

- 応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携体制を構築することが必要
- 民間企業等との協定の締結などにより、人材や技術等を活用した連携体制を構築することが必要
- NPO やボランティアによる支援活動に向けて、ボランティア活動の受入体制を構築することが必要
- 専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業について、災害時の協力協定を踏まえ、連携・協力体制の強化を図る
- 各種災害時応援協定について、引き続き、必要に応じて協定締結を進め、民間企業等との連携強化を図る
- 安平町社会福祉協議会が作成した「安平町ボランティアセンター運営マニュアル」について、訓練の実施等を通じて適宜見直しを行うなど、運営体制の構築に向けた取組みを推進

#### (7-2-2) 行政職員の活用促進

- 応援要請や他自治体への応援が迅速に行えるよう、職員の応援準備及び受援体制を整えておくことが必要
- 国・北海道及び市町村の行政職員の応援協定に基づき相互応援体制を確立するとともに、今後においても必要に応じて各種協定を締結し、必要な応援体制及び受援体制の整備を図る

関連計画	・ 安平町復興まちづくり計画 ・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画	・ 安平町地域防災計画	
指標	指標項目	現状値	目標値
	【再掲】災害時における協定の締結数	25 件 (R2 年度)	必要に応じて締結 (R8 年度)
	【再掲】ボランティアセンター登録者数	448 人 (H30 年度)	468 人 (R4 年度)

## □ 計画の推進

### 【計画の推進体制】

- 北海道胆振東部地震からの復旧・復興と同様、町民・地域・民間、そして安平町に関わる全ての方々と行政との協働により、安平町の強靱化に向けて計画を推進。
- 計画を着実に推進するため、庁内の所管部署を中心に横断的な体制のもと施策の推進に取り組む。

### 【計画の進行管理】

- 計画に位置づけた施策プログラムを効果的・効率的に展開するため、PDCA サイクル(計画(Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)) により進行管理を行う。
- それらの結果とともに、社会環境の変化や想定する自然災害リスクの変化なども考慮し、必要に応じて柔軟に見直しを行う。